# 社会福祉法人 小桜福祉会 【幼保連携型認定こども園 小桜こども園】 園則兼運営規定

# 第1章 総則

# (事業所名称及び所在地)

- 第 1条 社会福祉法人小桜福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の 名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 小桜こども園
- (2) 所在地 佐賀県神埼市神埼町本堀 2565番地1

#### (施設の目的)

第2条 幼保連携型認定こども園 小桜こども園(以下「本園」という。)は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対する適正な特定教育・保育を一体的に行い、その心身の健やかな育成にふさわしい生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

# (運営の方針)

第 3条 本園 は、教育・保育の提供に当たっては、入園 するこどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

- 2 本 園 は教 育・保 育 に関 する専 門 性 を有 する職 員 が、家 庭 との密 接 な連 携の下 に、利 用 子 どもの状 況 や発 達 過 程 を踏 まえ、教 育 と保 育 を一 体 的 に行 うものとする。
- 3 本園は、利用子ども・保護者・地域に信頼されるよう園児に属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、安全確保を第一として、子ども達が安心して落ち着いた環境の中で過ごすことができるよう環境を整備しなければならない。
- 4 本園は、園の理念である仏教精神の中で慈愛のこころが育つまことの保育を進めるとともに、創意と活力のある教育、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うものとする。
- 5 本園は、利用子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚

園 教 育 要 領 (平 成 20 年 文 部 科 学 省 告 示 第 26 号)及 び保 育 所 保 育 指 針 (平 成 29年 厚 生 労 働 省 告 示 第 117号)を遵 守 し、事 業 を実 施 するものとする。

#### (教育・保育の理念・方針・目標)

第4条 本園の教育・保育の理念・目標は、次のとおりとする。

#### 【理念】

浄土真宗の教学を基に、園の理念『仏の子 みんな 仲良し 心の輪』を通して、子どもも親も、保育士も共に育ち合っていけるように子育て環境を整える。 又、地域に根差した保育園として、地域社会との交流を図りながら子育て支援の核となる。

#### 【方針】

仏 教 保 育 を通 して、豊 かな人 間 性 を培 い、生 き生 きと活 力 のある生 き方 ができる子 どもの育 成 を目 指 す。また、職 員 は、子 どもたちと共 に生 き、共 に育 つことを基 本 として、日 々の保 育 を行う。

#### 【目標】

- (1) 心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- (2) 身 近 な人 々に興 味 や親 しみを持 って生 活 する中 で、自 立 心 を育 み、人 と関 わる力 を養 う。
- (3) 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成する。
- (4) 様 々な環 境 に好 奇 心 や探 究 心 を持 って、自 らが関 わりを持 ちながら生 活 する力 を育 成 する。
- (5) 音 楽 、身 体 による表 現 、造 形 等 に親 しむことを通 じて、豊 かな感 性 や表 現 する力 を養 い、創 造 性 を豊 かにする。
- (6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の 職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成する。

## (4つの柱を目指した保育方針)

- ① 思いやりの共感を生み出す情緒の安定
- ② 人間としての生きる力となる意欲の発達
- ③ 環境に応じたルールを守る社会の発達
- ④ 他 の3つの柱 に支 えられて育 つ知 的 能 力 の発 達

## (子供たちの保育目標)

- ① まことに生きる子
- ② 思いやりのある子
- ③ お話をよく聞く子
- ④ みんなと仲良くする子

# (提供する教育・保育等の内容)

第 5条 本 園 は、幼 保 連 携 型 認 定 こども園 教 育・保 育 要 領 に基づき、以 下 に掲 げる教 育・保 育 その他 の便 宜 の提 供 を行う。

- (1) 特 定 教 育・保 育(第 14条 に規 定 する時 間 において提 供 する教 育・保 育 をいう。以 下 同 じ。)
- (2) 送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 病児病後児保育事業
- (7) 一時預かり事業
- (8) 障がい児保育
- (9) その他 教育保育に係る行事等

# (保護者に対する子育て支援内容に関する事項)

第6条 前条に規定する子育で支援事業については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条各号に掲げる事業について実施するものとする。

#### (延長保育)

第7条 本園は、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合には、次の各号の定めにより延長保育を行う。

- (1) 保育標準時間認定 第14条1項に定める時間の終了後から19時まで (18時から19時までの間)
- (2) 保育短時間認定

7 時 から14条 2 項 に定 める時 間 の開 始 時 間 まで、第 14条 2 項 に定 める時 間 の終 了 時 間 から 19 時 まで (早 朝 7 時 から 8 時 まで)(夕 方 16 時 から 19 時 まで)

## (一時預かり事業)

第8条 本園は、1号認定児童及びその他の児童について、保護者が、仕事や病気、出産、家族の看護等の理由により、一時的に保護が必要とされる子どもに対して、次の各号の定めにより、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や園児数により、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

# (配慮事項)

第9条 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう十分な配慮をもって運営するものとする。

# 第2章 定員

# (利用定員)

第 10条 本 園 の利 用 定 員 は、子 ども・子 育 て支 援 法 (以 下「法」という。) 第 19 条 第 1項 各 号 に掲 げる小 学 校 就 学 前 子 どもの区 分 ごとに、次 のとおり定 める。

- (1) 法 第 19 条 第 1項 第 1号 の子 ども(以 下「1号 認 定 子 ども」 という。 15人
- (2) 法第 19条第1項第2号の子ども(以下「2号認定子ども」 という。)75人
- (3) 法第 19条第1項第3号の子ども(以下「3号認定子ども」 という。)45人

(うち、満 1歳 未 満 の子 ども 10人)

但し、入所人数により、区分はこの限りではない。尚、入園待機児童解消の為、上記定員を超えて入園することがある。但し、その範囲は年度当初では15%、年度途中では25%をそれぞれ超えないものとする。

#### (学級の編成)

第 11 条 満 3 歳 以 上 の 園 児 に つ い て は 、 教 育 課 程 に 基 づ く 教 育 を 行 う た め 、 学 級 を 編 成 す る も の と す る 。

- 2 1 学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある園児 で編成することを原則とする。

# 第3章 職員及び職務

# (職員の職種、員数及び職務の内容)

第 12条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及びその職務内容は、別表1のとおりとする。ただし、利用園児の受入状況 などにより、員数が変動する場合がある。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

#### (職務の心得)

第 13 条 職員は、この規定及びこれに付属する諸規定を守り、園長の指示に従い秩序を維持するとともに、その責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を行なわなければならない。

# 第4章 入所児童の処遇

#### (教育・保育の提供を行う時間)

- 第14条教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11時間) 7時から 18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする 時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間) 8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする 時間とする。
- (3) 教育標準時間(5時間) 9時から14時までを標準とする

## (教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第 15条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1 号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

- 2 本園の休業日は、次のとおりとする。
  - ① 日曜日
  - ② 年末年始(12月29日から1月3日)
  - ③ 国民の祝日・国民の休日
  - ④園が定める日
- 3 以下の期間及び日においては、1 号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。
  - ⑤ 夏季休業 8月 1日から 8月31日まで
  - ⑥ 冬季休業 12月25日から 1月 5日まで

- ⑦ 春季休業 3月25日から 4月 5日まで
- ⑧ 土曜日
- 4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。
- 5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

#### (学年及び学期)

- 第 16条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 前項の学年は、次の学期に分ける。
- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

## (入園に関する事項)

- 第 17条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。
- 2 1 号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の建学精神に基づき選考を行う。
- 3 2 号 及 び 3 号 認 定 子 ど も に つ い て は 、 神 埼 市 に よ る 利 用 調 整 を 経 て 、 園 長 が 決 定 す る 。
- 4 本園は、市町村が行う斡旋、調整及び要請にできる限り協力するものとする。
- 5 利用開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

# (退園、休園及び転園に関する事項)

第 18 条 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。
- 3 園児または園児の同居家族が伝染病疾患等に罹病したことにより、他の園児に感染すると園長が認めた場合は、一定時間登園を禁止または停止することができる。

# (利用の終了に関する事項)

第 19 条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始 期に達したとき
- (2) 3 号 認 定 子 ど も の 保 護 者 が 、法 令 等 に 定 め る 支 給 要 件 に 該 当 し な く な っ た と き
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

# 第5章 保育料

## (利用者負担その他の費用の種類)

第20条本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)について支払いを受けるものとする。

- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(特定負担額(いわゆる上乗せ徴収))について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
  - ①日用品、文具
  - ② 行事費
  - ③送迎バス代
  - ④ 1 号 認 定 園 児 の 給 食 費 及 び 2 号 認 定 園 児 の 給 食 の う ち 主 食 に 係 る 費 用 (人 件 費 に か か る 費 用 を 除 く )
  - ⑤ その他 教育及び保育において提供される便宜に要する費用 のうち、通常必要とされる費用
- 3 前 2 項 に 加 え 、 教 育 ・ 保 育 の 提 供 に 関 し て 実 費 で 徴 収 す る 費 用 ( い わ ゆ る 実 費 徴 収 ) に つ い て 、 そ の 都 度 、 保 護 者 に 使 途 ・ 金 額 ・

理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収証を交付するものとする。尚、口座振替をご利用の場合、通帳記帳を持って領収書に代えさせて頂くものとする。

5 第 2 項 及 び 第 3 項 の 上 乗 せ 徴 収 ・ 実 費 徴 収 等 の 利 用 者 負 担 に つい て は 、 別 表 2 の と お り と す る 。

## (給食及び食育)

第 21 条 本園の給食は、自園調理により提供するものとする。

2 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康 状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容と する。

3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実施するものとする。

#### (地域における子育て支援)

第 22 条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) 育児相談

実施曜日: 月曜日~金曜日(祝祭日除く)

実 施 時 間 : 9:00~17:00

# (緊急時における対応方法)

第 23条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、神埼市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

第24条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第25条職員は、児童に対し、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行 を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は被措置児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号または次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育または業務を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 園児の心身に有害な影響を与える行為を行うこと。

2 当園は、保育・教育中の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、各市町担当課及び、子ども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

#### (苦情解決体制)

第 26条 本園は、その提供した特定教育・保育に関する園児、保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 当 園 は 、 前 項 の 苦 情 を 受 け 付 け た 場 合 は 、 当 該 苦 情 の 内 容 等 を 記 録 し な け れ ば な ら な い 。
- 3 当園は、園児、保護者及びその家族からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 当園は、その提供した特定教育・保育に関し、市町村又は職員が行なう調査及び検査に応じるとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行なわなければならない。
- 5 当園は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

第27条 本園の苦情窓口は以下のとおりとする。

役 職 名	構成員名	氏 名
苦情解決責任者	園 長	藤 戸 鉄 也
		連絡 080 - 5284 - 5137
苦情受付担当者	教 頭	藤戸由美子
		連絡 070 - 4699 - 3345
第三者委員	委 員	田中和子(元民生委員)
(2名)		時 由美 (元保育士)

# (健康管理·衛生管理)

第 28条 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法(昭和 33年法律第 56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

#### (秘密保持)

第29条本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。

3 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

#### (教育・保育の質の評価)

第30条本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

- ( 1 ) 国 の 定 め る ガ イ ド ラ イ ン 等 に 準 拠 し て 定 期 的 に 自 己 評 価 を 行 い 、 そ の 結 果 を 公 表 す る こ と 。
- (2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を 公表するよう努めること。

2 前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

## (記録の整備)

第 31条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 運営基準条例第 19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

# 第6章 会計

# (会計年度)

第 32 条 本園の会計年度、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その施行については園の定款、及び経理規定に準拠するものとする。

#### (予算及び事業計画)

第 33 条 園長は、毎会計年度開始の日の前日までに、次年度事業計画書と収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (収支決算及び事業報告)

第 34条 園長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、毎年度収支決算書及び事業報告書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (経費)

第35条 本園の運営に必要な経費は、運営費及び補助金、雑収入等をもってこれに充てる。

# 第 7 帳簿

# (帳簿)

第36条 本園の帳簿は、法に規定するもののほか、園の定款及び各種規定等に準拠して次のとおりとし、園長は職員の分担協力を得て、常備整備しておかなければならない。

2 帳簿は、1か年保存、5か年保存及び永久保存帳に分類し、次のとおりとする。

- ① A級保存帳簿
- 人 事 発 令 簿 · 履 歴 書 · 退 職 関 係 書 類 · 認 可 関 係 書 類 · 諸 規 定 関 係 書 類 · 財 産 台 帳 · 備 品 台 帳 · 各 種 手 当 届 · 理 事 会 議 録
- ② 5 か年保存帳簿

運営費概算・清算請求書・入退所関係文書・児童票・保育日誌・事務日誌・職員会議録・出勤簿・休暇承認簿・時間外命令簿・旅行命令簿・健康診断個人票・会計経理関係書帳簿・給食脱脂粉乳受払簿・証拠書類

- ③ 1 か年保存帳簿
  - 一般文書関係·給食関係書帳簿·切手受払簿他

# 第8章 雑則

# (改正)

第37条 この園則を改正、破棄する場合は、社会福祉法人小桜福祉会理事会の議決を得ることとする。この園則に定めるもののほか、本園の管理運営に必要な事項は、園長が定めることができる。

# 附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 職員の職種、及び職務内容

園長 所属職員及び業務の管理を一元的に行いに対し法令などを 遵守させるため必要	、職員
命令を行うとともに、利用児童を全体的	は担握に把握
し、園務をつかさどる。	(C 1U 1)±
教頭	ついて
保育教諭を統括する。	
	子ども
	行 う と 受 け て
	及び保
育をつかさどる	× 0 //
保育教諭 1 保育教諭は、園児の教育及び保育につい	
の計画の立案、実施、記録及び家庭連絡	等の業
7/4 VIC 13 4/4 HID	
看護師 1 看護師は、園児の保健業務等に従事する	
	に応じ
た献立を作成する等、栄養の指導及び管かさどる。献立に基づき、給食及びおや	理をつった調
理する。	フ と H/H
調理師 2 調理員は、献立に基づき、給食及びおや	つを調
調理師補助 埋する。	
事務員 1 事務職員又は用務員は、庶務及び会計事	務又は
(用務員)   園の諸用務に従事する。	
学校医学校医は、本園における保健管理に関す	る専門
条に基づいて、技術及び指導に従事する	0
	関する
	規則第
	<u>する。</u> 関する
学校薬剤師   1   学校薬剤師は、本園における保健管理に   専門的事項に関し、学校保健安全法施行	
23 条 に 基 づ い て 、 技 術 及 び 指 導 に 従 事 す	
音楽講師 5歳児の園児に音楽の指導を行う。	
バス運転手 登降園バス送迎	

別 表 2

	項目	対象年齢		金 額
1	保護者会費	全年齢児	毎 月	5 0 0 円
2	バス利用代	利用者	毎月	1 , 5 0 0 円
3	給 食 費	利用者	月額	1 号 4 , 5 0 0 円       (主食・米)       2 号 4 , 5 0 0 円       (主食・米)       3 号 0 円       (主食・副食含む)
4	預かり保育 (15時~18 時)	利用者	6 0 分	5 0 円
(5)	延長保育料 (18時~19 時)	1 号 認 定	月額	2,000円
6	土曜保育料	1 号 認 定	月額	1 , 0 0 0 円
7	土曜給食費	1 号 2 号	日額	2 2 5 円
8	休業期間保育料	1 号 認 定	日額	3 0 0 円 ( 1 5 時 以 降 は 預 か り 保 育 料 に 準 じ る )
9	主食	以上児	偶数月	米 一 合
10	絵 本 代	希望者	毎月	3 0 0 円 ~ 4 3 0 円
(1)	ピアニカ	年 長 児	小 学 校 教 材	3 0 0 円
	上 着			6,050円
	ズ ボ ン ス カ ー ト ブ ラ ウ ス			4 , 7 3 0 円 2 , 5 9 0 円

⑤ 制 服	遊び着			2 , 7 0 0 円
	体操服 上	以上児		1 , 9 6 0 円
等	下			1 , 8 2 0 円
4	カラー帽子			1 , 7 1 0 円
	通 園 リ ュ ッ ク		年 間	5 , 2 5 0 円
	通園バッグ			4 6 0 円
	製作用具	5 歳 児		9 , 1 4 0 円
16 道具代金	製作用具用品等       年齢に応じて変動       1歳児	4 歳 児		7 , 1 4 0 円
			7,000円	
			8,250円	
			8,250円	
		0 歳 児		1 , 8 7 0 円